

# UIターンにより長野県内で就業・創業等をする方を応援します

## (令和5年4月1日以降に佐久市へ住民票を移された方)

### 移住支援金・創業支援金のご案内

#### 移住支援金

県が支援する企業等への就業や社会的事業の創業等をする移住者が対象です。  
(単身世帯の場合は最大60万円、2人以上世帯の場合は最大100万円(18歳未満の世帯員を帯同すると  
きは、当該世帯員一人につき100万円を加算する。)

#### 創業支援金

県内の地域課題解決を目的として、社会的事業で創業等をする方が対象です。  
(補助率1/2、最大200万円)

#### 移住支援金

+

#### 創業支援金

県内へ移住し、社会的事業で創業等をした場合  
(単身の場合は最大260万円、2人以上世帯の場合は最大300万円+子供加算)

### 移住支援事業の概要

東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、愛知県又は大阪府から長野県内に移住した方で、長野県が選定した企業等に就業した方又は創業支援金の交付決定を受けた方に、長野県と市町村が共同で支援金を支給する事業です。

### 移住支援金の概要

次に定める要件に該当する方が対象となります。

#### ①【移住元】東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、就労していた方

##### 移住元での要件

住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労(被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限ります。)をしていた方で、住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、就労をしていた方が対象です。また、東京圏、愛知県又は大阪府内に在住し、かつ、東京圏、愛知県又は大阪府内の大学等へ通学し、東京圏、愛知県又は大阪府内の企業等へ就職した方については、その通学期間を通算することができます。

#### ②【移住先】県内へ移住した方

##### 移住先での要件

- ・移住支援金の申請が、転入後1年以内であること。
- ・申請後5年以上継続して佐久市に居住する意思があること。他

#### ③-1【就業】長野県内で就業する方

##### (A) マatchingサイトに掲載している求人に応募して採用される場合

##### 就業先等に関する要件

長野県マatchingサイト  検索 🔍

- ・長野県が移住支援金の対象とした法人であること。
- ・長野県が選定する週20時間以上の無期雇用契約の求人に応募し採用されたものであること。
- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。他

##### (B) 専門人材の場合

##### 就業先等に関する要件

- ・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マatching事業を利用して県内で就業した方であること。
- ・週20時間以上の無期雇用契約で就業していること。
- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。
- ・目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。他

## (C)テレワーカーの場合

### 就業先等に関する要件

- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと。
- ・内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。

## (D)関係人口の場合

次の3要件に該当すること。

### 関係人口に関する要件(いずれかに該当)

- ・佐久市に通学、通勤又は居住をしたことがある方
- ・佐久市にふるさと納税をしたことがある方
- ・佐久市で二地域居住又は週末暮らしをしたことがある方
- ・佐久市で地域活動に参加したことがある方
- ・長野県又は佐久市の移住施策に参加したことがある方

### 就業先等に関する要件(いずれかに該当)

- ・③-1(A)で、県が移住支援金の対象とする要件を満たした法人であること。
- ・長野県が認証した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業

### 労働条件等に関する要件(すべてに該当)

- ・週20時間以上の無期雇用契約で就業していること。
- ・申請後5年以上継続して就業先企業等に勤務する意思があること。
- ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

③-2【創業】創業支援金の交付決定を受けており、かつ、移住支援金の交付申請が1年以内に行われたものであること。

④【返還要件】長野県又は佐久市から転出した場合や勤務先企業等を離職した場合等、移住支援金を返還いただくことがあります。詳細は、佐久市のホームページをご確認ください。

## 創業支援事業の概要

※創業支援事業の詳細は、直接長野県経営創業支援課へお問い合わせください。

県内経済を担う次世代産業を創出するため、地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーションによる創業者等を支援することを目的とした事業です。

対象事業は、県が定める分野(地域活性化、過疎地対策、買い物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉関連、困難を有する若者への教育・就労支援等)において、地域の課題解決に資する社会的事業であることが要件となります。

## 創業支援金の対象

※創業支援金の詳細は、直接長野県経営創業支援課へお問い合わせください。

【対象者】主な要件は以下のとおりです。

- 1 長野県内において、社会的事業を行うこと
- 2 県内に居住し、又は本事業の補助事業期間完了日までに居住を予定している方
- 3 公募開始日以降補助事業完了までに、県内で創業もしくは事業承継・第二創業を行い、その代表者となる方

※事業承継・第二創業については、Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野に限ります

《問合せ先》

佐久市 企画部 移住交流推進課 移住推進係

住所: 佐久市中込3056番地 TEL: 0267-62-4139

e-mail: [kouryu@city.saku.nagano.jp](mailto:kouryu@city.saku.nagano.jp)

URL: <https://www.city.saku.nagano.jp/kanko/ijyuteijyu/shien/UIJ-hojyokin.html>



ホームページ二次元コード